

特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、荏崎市が発注する「荏崎大村美術館既存空調設備更新工事」に適用する。

1. 施工にあたっては、工事目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。
2. 本工事の実施にあたって、特記仕様書に明記無き事項等については、工事請負契約書、現場説明事項及び工事打合簿によるものとする。

第2条 工事範囲

・大村美術館 館内既存 GHP 空調設備一式 その他、別紙設計書及び図面 一式

第3条 共通仕様書等

この工事は、令和8年10月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」等によること。

第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

第5条 照査・報告書の提出

請負者は、工事受注後速やかに本工事内容を照査し、設計書及び内容等の確認を行い、協議書により監督員に報告すること。

起工測量については、使用状況などを市担当者・施設管理者と協議のうえ実施し、報告を行うこと。

第6条 事前協議

着工前には、監督員・請負者及び他工事の請負者、関係者及び関係機関と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打ち合わせを行うこと。なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第7条 工程関係

別紙 現場説明書のとおりである。

第8条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加のより月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

特記仕様書

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全訓練等として必要な事

第9条 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容の応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

第10条 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況を写真又は、工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第11条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものをする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保し、その他保安灯を設置すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。

また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

第12条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を1部（紙）、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

第13条 建設副産物の搬出

本工事から発生したアスファルト・コンクリート塊等は、最終処分施設に搬入するものとし、その他の物も適正に処理すること。

なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、建設副産物処理状況証明書・マニフェストE票の写しを監督員に提出すること。

また、処分施設への搬入時、運搬車両（ステッカー等）を写真撮影し、運搬経路図と共に監督員に提出すること。

特記仕様書

第 14 条 建設副産物（残土・廃材）処理状況表

本工事より発生する建設副産物については、指定及び任意処分に係わらず処理状況表に記載すること。

中間処理の場合は、処理業者名、運搬経路、運搬距離、処理量（地山量）等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真も添付すること。最終処分の場合は、処分地の宛名名、運搬経路、運搬距離、処理量（地山量）等を処理表に記入し、積み下ろし状況写真及び見取平面図（横断図含む）を添付すること。

第 15 条 排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（H3.10.8 付建設省経機発第 249 号 最終改正 H9.10.3 付建設省経機発第 126 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用するものとする。

但し、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

第 16 条 工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て葦崎市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

第 17 条 施工体制台帳

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、施工体制台帳を提出すること。

第 18 条 関連法令等の遵守

請負者は、建設工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日国土交通省営監発第 13 号）、建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編

特記仕様書

（平成5年1月12日国土交通省経建発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月1日国土交通省経建発第333号）及び騒音振動対策技術指針（昭和51年3月2日国土交通大臣官房技術審議官通達）並びに関連法令等を遵守するものとする。

第19条 関係機関との連携

請負者は、所轄警察署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全の確保に努めるものとする。

第20条 工事用カルテ

工事請負金額（税込）が5百万円以上の工事について、JACICに「工事实績データベース」登録したカルテの写しを1部提示すること。
また、登録に際し、事前に監督員に確認を受けること。

第21条 段階確認の計画書作成

請負者は工事着工前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

第22条 段階確認時の注意事項

請負者は段階確認において、検査（確認）部分の出来形が確認出来る資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

第23条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。
また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

第24条 高度技術及び創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第25条 電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。

第26条 その他

1. この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事打合簿により協議するものとする。
2. その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。